

平成23年度第3回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会 会議録	
1 日 時	平成23年10月25日(火曜日) 13時30分から14時45分まで
2 場 所	みずほリサイクルプラザ2階研修室
3 出席者及び 欠席者	(審議会委員) 出席者：鳥海会長、根岸副会長、天沼委員、塩澤委員、田中委員、古川委員、小林委員、臼井委員、坂内委員 欠席者：なし 事務局：田辺住民部長、玉垣環境課長、町田清掃係長、清掃係寺島主任
4 議 題	(1) 瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の改定について(継続議題) (2) その他
5 傍 聴 人	1名
6 配布資料	次第 平成23年度第3回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会次第 (A4 1枚) 資料1 瑞穂町一般廃棄物処理基本計画(素案)について(概要) (A3 1枚) 資料2 瑞穂町一般廃棄物処理基本計画策定に係る排出抑制・資源化策(案)(概要) (A3 1枚) 資料3 収集ごみ量の推移について

<p>(議題 1)</p> <p>瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の改定について (継続議題)</p>	
<p>(会議内容)</p>	
<p>(鳥海会長)</p>	<p>議題 (1) 「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の改定について」、継続議題となっておりますので、事務局より資料の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p> <p>* 資料 1 について</p> <p>* 左ページを説明</p> <p>* 「 4 現状と目標値 」について</p>	<p>それでは、「資料 1 瑞穂町一般廃棄物処理基本計画 (素案) について (概要) 」についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、前回の審議会で委員の方からいただいたご質疑の中に、『「 4 現状と目標値 」の中に計画期間の目標年度 (平成 3 8 年度) の目標値の記載が欠けている』というご指摘をいただいたという経緯から、こちらの「 4 現状と目標値 」の部分について修正した資料となっております。</p> <p>前回の審議会の後、調査をしましたところ、前回お配りした「資料 3 一般廃棄物処理基本計画 (素案) 」に平成 3 8 年度の目標値の記載がありました (注 P . 4 1 等を参照) ので、そちらを一部修正し、今回お配りした資料 1 に追加し、新たな枠を設けました。</p> <p>表の一番右側になります、今回追加した「目標値」は、今回策定する基本方針等に伴い、事業を遂行していき、平成 3 2 年度までの流れを遵守し、順調にごみ量が減少・資源化が促進していった場合はこのような数値になるという試算になりました。</p> <p>原単位は、7 5 5 . 5 g / 人日という数値になります。これは平成 2 2 年度時点での多摩地域の</p>

30市町村中の順位に換算しますと、14位の数値となります。

また、総資源化率についてですが、「40.1%以上」という試算をしています。ちなみに、こちらでも平成22年度時点での多摩地域の30市町村中の順位に換算しますと、8位の数値となります。

ここで、先に説明したい部分の一つあります。

この平成38年度の目標値について、平成32年度の40.0%、38年度40.1%以上と、5年を経過するにもかかわらず、大きな伸びを見せていません。

実は、環境省の調査によれば、平成21年度の総資源化率の全国平均は20.5%であり、32年度で設定した40%という目標値がもともと高めの目標設定であるといえます。

そして、町として32年度でこの目標を達成できた場合には、それ以降はまず達成した40%を維持して、高水準を保っていくこと、また、そのときの時勢に応じたさらなる工夫や先進的な自治体の研究等により、より数値の向上を目指していくことを目標としていますので、「40.1%以上」という形で目標値を設定しています。

今後、5年後、10年後に、一般廃棄物処理基本計画を更新していくにあたって、さまざまな要件を考えつつ、またより具体的な数値の設定を考えていくことになると考えています。

また、ごみが減っているのになぜ資源化率があがらないのか？ということについては、全体のごみが減量しているのと同時に資源ごみも減量しているとの試算になっていますので、ごみの減量に伴って資源化率は向上するという試算にはなって

で、作成しました。

左上の表が1人1日あたりの収集ごみの量です。

ただし、この収集ごみの量というものは、事業所が少量のごみを出す場合、そのごみも収集し、収集量に加算されますので、純粋な家庭系のごみ量とはなっていませんので、あらかじめご了承ください。

左下の表が前回の計画策定をした年である、平成11年度を基準とし、その数値を100として、それ以降の増減を指数で示したものとなります。

そして、右側のグラフは、その指数を元に作成したものです。平成11年度を100として、その伸び率を示したグラフになります。

右側のグラフの茶色の丸印でつづられた線をご覧ください。

こちらが収集量合計の推移となっています。

平成15年度を頂点として、多少の上下はありますが、順調に減少しているのが見て取れると思います。これは、平成16年度にごみの有料化を行なった影響であると考えられます。

この中で、不燃ごみ（グラフ内では、ピンク色の四角で表示）について極端に15・16年度が増加しています。これも16年度に実施されたごみ有料化の影響での駆け込み排出が要因であると考えられます。

なお、収集量につきまして、他市との比較をいたしますと、平成22年度時点での多摩地域の30市町村中では、26位という数値となっております。

資料3の説明は以上です。

<p>(鳥海会長)</p>	<p>事務局による資料１・２・３についての説明は終了しました。</p> <p>これより資料１についての各委員のご意見・ご質問等をお受けします。</p>
<p>(質疑応答)</p>	
<p>(臼井委員)</p>	<p>資料２で「廃食用油の利用」を削除したという説明がありました。</p> <p>今回、西多摩衛生組合管内の構成市町（注 青梅市・羽村市・福生市・瑞穂町）で、ある程度共通した基本計画を策定しているということですが、他市では、この施策の実施が予定されているのでしょうか。この施策を除くことで統一性がとれなくなるのではないのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>西多摩衛生組合管内の構成市において、この「廃食用油の利用」という施策の実施を予定している市はありません。この施策はあくまで瑞穂町独自の資源化策として提案したものでしたので、逆にこちらの施策を削除することで、他市との統一性がとれることとなります。</p>
<p>(村田委員)</p>	<p>「廃食用油の利用」が削除されることで、廃食用油は今までどおり町の方針としては燃やす方向になるのですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そのとおりです。あくまで町の推進施策として計画に掲載しなくなるのみであって、元通りの方法で燃やせるごみに出していただく形になります。</p> <p>また、計画に掲載しないからと言って、これらの施策に関する内容をやってはいけないということはもちろんなく、今でも自主的に石けん化などを行なっていただいている団体の方もいらっしゃいますので、そちらの継続について、なんら支障</p>

	<p>はありません。ただ、町の中長期的な視点から見た計画に、町の施策として掲載しないということです。</p>
<p>(天沼委員)</p>	<p>「資料3 収集ごみ量の推移について」ですが、右側のグラフを見ているのですが、平成15・16年度の燃やせないごみの指数が大きく伸びているのは、平成16年度からはじまったごみの有料化の影響であると考えているのですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>おっしゃるとおりです。平成16年10月から有料化がはじまりました。そして、それに伴いまして、事前の十分な周知が必要であるため、平成15年度中から周知活動を行なった結果、「有料化になる前にごみとして排出してしまおう」とお考えになられた方も多かったのか、駆け込みと思われるごみの排出量が実際に増えました。</p>
<p>(天沼委員)</p>	<p>平成19年度以降はずいぶん低い水準で推移していますが、景気低迷などの影響なのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>最近の燃やせないごみの指定収集袋の売り上げを見ていても、燃やせるごみの指定収集袋と比較して、売り上げは少なくなっているのが現状です。それには、景気低迷などの影響もあるのではないかと考えます。</p>
<p>(村田委員)</p>	<p>同じく資料3についてですが、「有害ごみ」のグラフがそんなに減ってきていないのですが、なにか原因はあるのですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>「有害ごみ」は「蛍光管・電池」などですが、グラフを見ると上下があるように見えますが、左側の上の表の「有害」の欄をご覧ください。他のごみに比べて著しく少ない数値で年々推移してきています。</p> <p>やはり「蛍光管・電池」は生活必需品であり、</p>

<p>(村田委員)</p>	<p>その各家庭での必要量については、大きく変動がないため、その分排出量も大きく変動がないというように考えています。</p> <p>最近節電ブームにのって、流行になってきているLEDなどを使用した長寿命電灯器具が増えてくると、今後有害ごみの減少も期待されますね。</p> <p>(意見)</p>
<p>(根岸委員)</p>	<p>資料3で「燃やせないごみ」だけが大きく減量してきていますが、分別の問題で、「燃やせないごみ」の分が「燃やせるごみ」に入ってしまったということはありませんか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>燃やせるごみのうち、家庭系のごみは直接西多摩衛生組合に搬入されてしまうので、なかなかその内容物について確認することができていないのが現状です。</p> <p>しかし、事業系の持込ごみについては、年4回程度抜き打ち検査を行って、持ち込まれている内容物について確認を行なっていますが、ここ3年間程度で、劇的によくなりました。</p> <p>それまでは、カン・ペットボトル・紙類など資源となる排出物などが入っていましたが、現在では、そういったものを除く可燃ごみがほとんどとなっています。</p> <p>分別による混入が多いということになりますと、一番多いのは「容器包装プラスチック」です。</p> <p>こちらについては、リサイクルプラザ内で中身を開けて、手選別しますので、混入の状況を見ることができるのですが、まだまだその他の資源物などが入っている状況です。</p>
<p>(村田委員)</p>	<p>他市ではもっと項目を増やして、分別をしている市町村もありますが、瑞穂町はもっと分別項目</p>

<p>(事務局)</p>	<p>を増やす予定はないのですか。</p> <p>確かにそういった市町村もありますが、現在西多摩衛生組合管内で分別項目はほぼ同じといったところもありますし、現在の分別状況などを考えると、現状が妥当なのではないかと考えます。</p>
<p>(古川委員)</p>	<p>資料3の不燃ごみのグラフなのですが、平成19年度に急激に減少したのは、そのときに燃やせないごみの一部を燃やせるごみに変更したからではないですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>おっしゃるとおりです。</p>
<p>(古川委員)</p>	<p>ペットボトルのふたをあつめてどこかに送ると、ワクチンの資金になるという話を聞いたことがあります。町でも取り組む予定はないのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そのような話が出たこともありますが、やはり家庭から収集する際に、新たに「ペットボトルのふたのみを回収する」という分別項目を設けますと、一つ分別項目を増やせば、収集車両や収集にかかる人員の増加、または、ストックしておく場所の増設などたくさんの費用が必要となります。</p> <p>そして、最終的にペットボトルのふたが再生事業者に買い取られた場合には、かかった費用に見合うような金額にならないものですから、費用対効果の面からも、取り組むのは困難であると考えております。</p> <p>現在、古川委員のおっしゃるような活動は、各民間団体が自主的に運営している活動の中で行なわれておりますので、そちらの活動の中でご利用いただける方が適切であると考えます。</p>

(議題 2) その他	
(会議内容)	
(鳥海会長)	「議題(2)その他」ですが、事務局何かありますか。
(事務局)	<p>今回で、本年度の審議会は終了となります。</p> <p>活発なご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今回、ご提出した計画の素案を元に、今後、「一般廃棄物処理基本計画」の答申案として、審議会を代表して、会長に再度承認をいただいた上で、11月中に会長から町長へ答申として提出していただきたいと考えております。</p> <p>なお、今後の策定までのスケジュールですが、11月中に町長への答申を行った後、12月には議員全員協議会の場において、説明をします。</p> <p>議会での説明後、1月～2月にかけて、住民の方への意見公募を行います。</p> <p>そして、3月には瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の策定という形になります。</p> <p>次回の審議会は来年度となります。</p> <p>計画策定につきまして、委員のみなさまにはたくさんのご尽力をたまわり、重ねて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p>
(鳥海会長)	最後に、各委員からは、なにかご意見等がありますか。
(質疑応答)	
(村田委員)	住民に意見公募を行なうということですが、そこで意見がでた場合、計画に反映することもあるのですか。

<p>(事務局)</p>	<p>あくまで当審議会での答申案が基本となるため、こちらで定めた答申の基本的な方向性等に変更を加えることはありません。しかし、そのような主要な部分に影響のない範囲で反映できるものがあれば、反映する可能性があります。</p>
<p>(村田委員)</p>	<p>意見公募の結果、どうしても主要な部分に変更がでるような意見がでた場合は、どうするのですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そのときは、緊急に審議会を開催して、また方向性の検討していただくことも考えております。</p>
<p>(臼井委員)</p>	<p>西多摩衛生組合管内で統一した計画にするという話でしたが、今回のこの素案で他の構成市と統一した形になっているのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>今回、各構成市町でそれぞれの過程を経て、策定まで至るようになっておりますが、内容としては「各構成市町全部が共通している部分」と「各構成市町ごとに定める独自の部分」に分かれて、あらかじめ構成されています。</p> <p>共通している部分は、統一性を図るため、あらかじめ西多摩衛生組合の会議等で定められているため、各市町が策定に至る過程で修正することはできません。</p> <p>そのため、各構成市町で策定した計画の統一性を図ることはできています。</p>
<p>(鳥海会長)</p>	<p>以上をもちまして、次第「3 議題」に関する審議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>